

小松加賀環境衛生事務組合職員の服務の宣誓に
関する条例

昭和 54 年 3 月 31 日
条 例 第 2 号

改正 昭和 57 年 12 月 11 日 条例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき、職員の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で、宣誓書（別記様式）に署名押印してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、天災その他任命権者がやむを得ない理由があると認めた場合にあっては、この限りでない。

(権限の委任)

第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の日現に在職する職員は、第 2 条の規定にかかわらず、宣誓をしたものとみなし、その職務を行うことができる。

附 則 （昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、擁護すると共に、地方自治の本旨を体し、公務を民主的・能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ④